ESRP
-Tokyo-

ドイツで活発化するロシアのスパイ活動

2021 年 9 月 22 日

久保田隆（東京大学先端科学技術研究センター特任助教）

要　旨

昨今、ドイツでは、**ロシアの情報機関員によるスパイ活動**が大きな問題となっている。現在およそ 200 名の工作員がロシアからドイツに送り込まれているとされる。

ドイツ連邦内務省（BMI）は、連邦憲法擁護庁法（BVerfSchG）の規定にもとづいて、年に一度、『**憲法擁護報告書**』を発表する。2020 年版の同報告書においては、ロシアのスパイ活動やサイバー攻撃に関して 10 ページが割かれている。そこでは、ロシアが重点的に情報獲得を試みている領域として、政治・経済・学術・技術・軍事の各領域が挙げられている。また、その態様として、主として、大使館や領事館に合法的に駐在する機関員（Legalresidentur）によって行われていることや、ロシア本国においてもドイツ人がスパイ活動の標的となっていることも明らかにされている。

2021 年 2 月、**ドイツ連邦検察庁**（GBA）は、首都ベルリンにある連邦議会の建物の平面図をロシアの情報機関員に提供した疑いで、刑法典 99 条の**諜報活動罪**にもとづいてドイツ国籍の F を起訴した。メンテナンス業者の社員である F は、金に困っていたためか、業務のために入手した連邦議会の建物の平面図をロシアの情報機関員に送付したとされる（**ドイツ連邦議会平面図漏洩事件**）。

さらに、2021 年 8 月には、在ベルリン・英国大使館にて現地職員として勤務する英国籍の S が諜報活動罪の疑いで逮捕された。S は、大使館の訪問者のリストやテロ防止に関する書類などをロシアの情報機関員に提供したとされる（**英国大使館現地職員スパイ事件**）。

ドイツ連邦議会平面図漏洩事件のように、外部委託先において機密漏洩が発生する事態は、わが国においても広く想定されなければならない。また、こういったスパイ事件に対して、わが国の現行刑法がどこまで対応できるのかについても、ドイツの法制度と比較しながら検討する必要がある。

ESRP
-Tokyo-

ドイツで活発化するロシアのスパイ活動

2021 年 9 月 22 日

久保田隆（東京大学先端科学技術研究センター特任助教）

【目　次】

1．近時のドイツにおけるロシアのスパイ活動
2．『2020 年版 憲法擁護報告書』にみるロシアのスパイ活動
3．ドイツ連邦議会平面図漏洩事件（2021 年 2 月）
4．英国大使館現地職員スパイ事件（2021 年 8 月）
5．若干の検討――経済安全保障の観点から

1．近時のドイツにおけるロシアのスパイ活動

昨今、ドイツでは、**ロシアの情報機関員によるスパイ活動**が大きな問題となっている。2021 年 6 月初旬に『Focus』誌が報じたところによれば、現在およそ 200 名の工作員がドイツに送り込まれているとされる[*1]。それらの工作員は、主として外交官の身分で、在ベルリン・ロシア大使館のほか、ハンブルク・ライプツィヒ・フランクフルト・ミュンヒェンの各総領事館を拠点として、政治・経済・軍事・メディアの関係者に対して重点的に働きかけ、機微情報の獲得を試みているという。周知のとおり、外交官は国際法上特権免除を享有するため[*2]、ドイツ当局は犯人を逮捕・起訴することができない。**ドイツ連邦憲法擁護庁**（Bundesamt für Verfassungsschutz: BfV）の高官も、取材に対し、ロシアのスパイは高度な実践的訓練を受けており、ドイツの治安当局の監視の目を巧みに逃れている旨述べている[*3]。

このような状況を背景として、2021 年に入ってから本稿執筆時点までの間だけでも、ロシアの関与が疑われるスパイ事件がすでに 4 件摘発されている[*4]。たしかに、上述したような全体状況に鑑みれば、おそらくこれらは氷山の一角にすぎないであろう。しかし、そうであるならば、よりいっそう 1 つひとつの事件の情報源としての重みが増すのではないだろうか。

そこで、以下では、ドイツ連邦内務省（Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat: BMI）が 2021 年 6 月に公表した『**2020 年版 憲法擁護報告書**』（Verfassungsschutzbericht 2020）[*5]を素材として、ドイツにおけるロシアのスパイ活動の現状を概観したうえで（2．）、具体的な事例として、**ドイツ連邦議会平面図漏洩事件**（3．）および**英国大使館現地職員スパイ事件**（4．）について紹介する[*6]。そして、これらを踏まえたうえで、このようなドイツの状況について経済安全保障の観点から若干の検討を加え、わが国への示唆を得ることを試みる。

2．『2020 年版 憲法擁護報告書』にみるロシアのスパイ活動

連邦憲法擁護庁を監督する連邦内務省は、連邦憲法擁護庁法（BVerfSchG）16 条 2 項の規定にもとづいて、年に一度、**『憲法擁護報告書』**（Verfassungsschutzbericht）を発表することとなっている。以下では、同報告書の 2020 年版（以下、報告書と呼称）を手がかりに、ドイツにおけるロシアのスパイ活動について概観する。

報告書では、まず、**サイバー攻撃**に関する総説において、ロシアの情報機関が情報の獲得や政治的影響力の行使、妨害工作の実行のためにサイバー攻撃を行っていることが指摘されている。政治・行政・経済のほかに、学術研究の領域においても APT（Advanced Persistent Threat）攻撃が行われているとされる[*7]。

次に、報告書では、「ロシア連邦の情報・治安機関」という項目が設けられており、約 10 ページにわたって、ロシアのスパイ活動やサイバー攻撃について解説がなされている。そこでは、ロシアの情報機関による活動の主要な目的の 1 つは、2014 年のウクライナ危機を受けて EU がロシアに対して課した政治的・経済的制裁の解除の可能性を探ることにあるとされている。さらに、ロシア政府は、ドイツにおける影響力行使を目的として、さまざまなチャンネルを利用した活動を行っているとされる。特に、近年、2018 年 3 月に英国において発生した、元ロシア連邦軍参謀本部情報総局（GRU）大佐のセルゲイ・スクリパリ氏（とその娘）に対する毒殺未遂事件、2019 年 8 月にベルリンで起きたジョージア人殺害事件（いわゆる「ティーアガルテン殺人事件」）[*8]、および、2020 年 8 月のアレクセイ・ナワリヌイ氏に対する殺人未遂事件を通じて、西側諸国とロシアとの関係が悪化したことが確認されている[*9]。

ロシアが重点的に情報獲得を試みている領域としては、政治・経済・学術・技術・軍事の各領域が挙げられている。政治に関しては、ロシアに関係しうるあらゆる分野、特に、ドイツの同盟政策、外交政策および経済政策が注目されているという。ドイツの内政に関して、ロシアは、各種選挙に対する評価や各党の政策の内容、連邦・州レベルにおける連立政権樹立などに関する情報を収集しようとしているとされる。また、同盟政策・外交政策に関しては、特に、西側諸国が（ロシアとの）交渉においてどのような立場をとりうるのか、という観点から集中的に情報収集が行われていることが指摘されている。なかでも、EU におけるロシア制裁に関する議論、および、ドイツ・その他欧州諸国におけるエネルギー政策に重点が置かれているとされる[*10]。

さらに、報告書では、ロシアによる情報獲得の手法についても記述されている。それによれば、ロシアのスパイ活動は、主として、大使館や領事館に合法的に駐在する機関員（Legalresidentur）によって行われているとされる（後出・3．および 4．で

紹介する 2 つの事件は、まさにそのようなケースであると思われる）。それら情報機関員は、謀略的な手法のみならず、いわゆる会話からのすくい取り（Gesprächsabschöpfung）といった、一見無害な手法によっても情報を得ようと試みているという。このほか、2020 年は新型コロナウイルス感染症の影響で下火にはなったものの、いわゆる**イリーガル**による作戦も展開されている[*11]。

ロシアの情報機関は、ロシア本国においても、ロシア在住ないし滞在中のドイツ人を標的とした活動を行っているとされる。特に、外国の在外公館や官公庁の関係者、企業の駐在員、研究者、学生が狙われているという。監視を行う際の手段は、国境での検問から在外公館の観察、経済・学術領域における管理に至るまで、さまざまである。これらを通じて対象者の信用を落とさせる情報が得られた場合には、攻撃的な働きかけ（協力者獲得工作）も厭わないとされる[*12]。

このように、『2020 年版 憲法擁護報告書』では、ロシアによるスパイ活動が――中国・イラン・トルコによるそれと並んで――大きな問題となっていることがわかる[*13]。

3．ドイツ連邦議会平面図漏洩事件（2021 年 2 月）

2021 年 2 月 12 日、**ドイツ連邦検察庁**（GBA）は、首都ベルリンにある連邦議会の建物の平面図をロシアの情報機関員に提供した疑いで、ドイツ国籍の Jens F.(55) をベルリン高裁（KG Berlin）に起訴した[*14]。罪名は、「諜報機関の工作員活動罪」（ドイツ刑法典 99 条 1 項 1 号。以下、**諜報活動罪**と略称）[*15]である。同庁のプレスリリース[*16]および各種報道によれば、起訴状記載の事実は、大略次のとおりであるとされる。

ドイツ連邦議会（筆者撮影）

F は、メンテナンス業者の社員として、連邦議会内の電子機器類の保守点検を担当していた。そのため、F は、連邦議会の建物の平面図を入手することができた。F は、遅くとも 2017 年 7 月末から同年 9 月初め頃、自発的にロシアの情報機関に対して情報を提供することを決意し、平面図の PDF データを CD-ROM に保存したうえで、ロシアの軍事諜報機関 GRU 所属とみられる在ベルリン・ロシア大使館の軍事アタッシェ（駐在武官）に送付した。当局は、2017 年にはすでに捜査手続を開始し、2019 年には F の勤め先の会社や自宅の捜索を行った一方で、F の身柄は確保していない（ドイツの刑事訴訟法では、「強い嫌疑」がなければ勾留できない）[*17]。

今般 F が捜査線上に浮かんだのは、**ドイツ連邦刑事警察庁**（Bundeskriminalamt:

BKA）が連邦議会の管理部門を捜査していたところ、F の勤務先の会社に平面図の PDF ファイルが送信されていたことを突き止めたことによるという。委託業者への平面図の提供それ自体は、業者が所定の作業を行えるようにするためであり、適法であるが、このような平面図は、非常時には外国の情報機関によって妨害工作に利用されるおそれがあることが指摘されている[*18]。その秘密指定の有無・区分にかかわらず、安全保障上のリスクが生じうるということである。

報道によれば、F は、旧東独（DDR）の国家人民軍の元将校であっただけでなく、1984 年から 1990 年にかけて、国家保安省（MfS, いわゆるシュタージ）の**非公式協力者**（Inoffizieller Mitarbeiter: IM）でもあったとされる[*19]。もっとも、今般発覚した事件以前には、ロシアとの接点はなかったようである。犯行の動機については、起訴の時点では判明していないため、裁判を通じて明らかになることが期待されるが、報道では、F は、金に困ってロシアの諜報機関とのコンタクトを図ったものとされている[*20]。

4．英国大使館現地職員スパイ事件（2021 年 8 月）

2021 年 8 月 10 日、在ベルリン・英国大使館にて現地職員として勤務する英国籍の David S.（57）が、諜報活動罪（刑法典 99 条 1 項 2 号所定の諜報活動の意思表明）の疑いで逮捕された[*21]。同氏は、遅くとも 2020 年 11 月より、ロシアの情報機関員に対し、訪問者のリスト等の書類を提供していたとされる。また、少なくとも 1 回は、ドイツ外務省の職員に関しても情報提供を行ったという[*22]。ほかにも、ドイツ連邦検察庁のプレスリリース[*23]では触れられていないものの、テロ防止（いずれの国に関するものかは不明）に関する書類が含まれていたとも報じられている[*24]。

逮捕の翌日に開かれた記者会見において、ドイツ外務省の報道官は、「密接な同盟国〔英国〕に対する諜報活動がドイツの地において行われたことは、とうてい受け入れられるものではない」と語った一方で、「ドイツ当局は、そのロシア情報機関員を特定したのか？その人物は、ベルリンのロシア大使館の職員なのか？」といった記者の質問に対しては、今般の諜報活動がロシアの情報機関からの依頼で行われたという情報を「非常に深刻に」受け止めている、と述べるにとどまった[*25]。

本件逮捕は、ドイツ当局と英国当局の共同作戦の成果であるとされている。S の犯行が発覚するきっかけとなったのは、同氏の銀行口座とクレジットカードの使用履歴であった。捜査員は、S が比較的長期にわたって、口座から現金を引き出すことも、クレジットカードを使用することもなかったことから、日常的な金銭のやりとりをすべてロシアの情報機関から受け取った現金で済ませていると推論したとのことである[*26]。

なお、英国議会外務委員会のトム・トゥーゲンハット（Tom Tugendhat）委員長

は、BBC とのインタビューにおいて、逮捕された S はどちらかといえば「小物」にすぎないと述べている[*27]。

5．若干の検討――経済安全保障の観点から

本稿では、『2020 年版 憲法擁護報告書』および近時のスパイ摘発事例に関する報道を手がかりとして、ドイツにおけるロシアの情報機関の活動状況を素描した。経済安全保障の観点からは、私見によれば、以下の 2 点が重要であると思われる。

第 1 に、ドイツ連邦議会平面図漏洩事件においては、連邦議会から委託を受けた業者の社員が建物の平面図をロシアの情報機関員に提供したのであったが、このような外部委託先における機密漏洩事件は、わが国においてもいつ発生してもおかしくないものといえよう。当研究プログラムでは、2021 年 5 月 20 日に開催された自民党・ルール形成戦略議員連盟の会合において、「政府の機密情報及び企業の営業秘密の保全の必要性」と題した講演を行い、重要情報の流出リスクに関する研究成果を発表した[*28]。同講演では、一例として機密文書処理業者が俎上に載せられたが、本事件が示唆するように、業種を問わず、包括的に調査・検討が行われるべきである。さらには、官公庁の調達先となる業者に**セキュリティ・クリアランス**を付与する制度の導入もあわせて検討されるべきであろう。

第 2 に、本稿でみてきたようなスパイ事件に対して、わが国の刑法がどこまで対応可能であるのかを検討する必要があろう。現在わが国には、包括的なスパイ防止法制が存在せず、2001 年の自衛隊法改正や 2013 年の特定秘密保護法制定、2003 年以降の不正競争防止法改正による営業秘密侵害罪の導入・拡充などを通じて、パッチワーク的に立法手当が施されるにとどまっている。これら現行法上の処罰規定によって、近年ドイツで問題となっているスパイ事件と同様の事案にどの程度対応することができるのか。手始めに、ドイツの法制度との比較検討を行うことが望まれる。

---

*1 *Josef Hufelschulte*, Als Diplomaten getarnt: Russland schickt 200 Geheimagenten nach Deutschland, FOCUS ONLINE v. 4.6.2021, ‹https://www.focus.de/politik/deutschland/einsatz-fuer-den-kreml-russland-verstaerkt-spionage-in-deutschland-200-geheimagenten-im-verdeckten-einsatz_id_13361366.html›. 本稿で引用したウェブサイトは、いずれも 2021 年 9 月 22 日最終閲覧。

*2 外交官等に認められる特権免除については、岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020 年）199-211 頁などを参照。ほかにも、外交官以外の政府職員（公務員）についても、受入国の刑事裁判権（管轄権）からの（事項的）免除が認められるかが問題となる。この問題をめぐっては、数年来、（スパイ行為が主たる関心事ではないものの）国連の舞台で議論されており、各国の主張が鋭く対立している。詳しくは、坂巻静佳「政府職員の外国の刑事管轄権からの免除」法律時報 90 巻 10 号（2018 年）47 頁以下を参照。

*3 *Hufelschulte* (Fn. 1). 本記事では、あるインタビューにおける英国 MI6 のジョン・ソワーズ（John Sowers）元長官の発言も紹介されている。それによれば、西側諸国の情報機関にとってロシアのスパイの監視は難しく、欧州におけるロシアの攻撃的スパイ活動の 10%程度しか把握できていないとのことである。

*4 Alles in bar, Der Spiegel 33/2021, S. 9.

*5 Bundesministerium des Innern, für Bau und Heimat (Hrsg.), Verfassungsschutzbericht (2020), ‹https://www.verfassungsschutz.de/SharedDocs/publikationen/DE/2021/verfassungsschutzbericht-2020.pdf?__blob=publicationFile&v=6› (im Folgenden: Verfassungsschutzbericht 2020).

*6 2021 年 6 月 21 日にドイツ連邦検察庁が発表したロシア人研究員スパイ事件については、拙稿「2021 年にドイツ連邦検察庁が摘発した 2 つのスパイ事件」東京大学先端科学技術研究センター経済安全保障研究プログラム Report Vol.3（2021 年）（http://ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/esrp/wp-content/uploads/2021/08/20210730_Report_vol3.pdf）2-3 頁参照。

*7 Verfassungsschutzbericht 2020, S. 307 f.

*8 本事件の裁判は、2021 年 9 月現在、ベルリン高裁（KG Berlin）に係属中である。裁判については、*Silvia Stöber*, Der ukrainische Zeuge, tagesschau v. 30.7.2021, ‹https://www.tagesschau.de/inland/tiergartenmord-prozess-zeuge-ukraine-101.html› などを参照。

*9 Verfassungsschutzbericht 2020, S. 308 f.

*10 Verfassungsschutzbericht 2020, S. 309 f.

*11 Verfassungsschutzbericht 2020, S. 310 f.

*12 Verfassungsschutzbericht 2020, S. 311 f.

*13 ロシアに関しては、ほかにも、影響力行使と偽情報、サイバー攻撃、核不拡散の各トピックにおいても言及・解説されているが、本稿では割愛する。

*14 わが国における報道として、「ドイツ、スパイ行為で男起訴　ロシアに議会の平面図渡す」共同通信（2021 年 2 月 26 日）（https://nordot.app/737690462126505984?c=39546741839462401）を参照。

*15 諜報活動罪の規定（ドイツ刑法典 99 条）の邦訳は、拙稿「WISKOS――ドイツの経済・産業スパイ研究プロジェクト」東京大学先端科学技術研究センター経済安全保障研究プログラム Report Vol.2（2021 年）（http://ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/esrp/wp-content/uploads/2021/07/20210701_Report_vol2_rev.pdf）9 頁に掲載されている。

*16 ドイツ連邦検察庁 2021 年 2 月 25 日付プレスリリース（https://www.generalbundesanwalt.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/aktuelle/Pressemitteilung-vom-25-02-2021.html?nn=478184）参照。

*17 *Fidelius Schmid*, Mutmaßlicher Russland-Spion soll Stasi-IM gewesen sein, ‹https://www.spiegel.de/politik/deutschland/spionage-fuer-russland-im-bundestag-verdaechtiger-soll-stasi-im-gewesen-sein-a-b7cea002-81b3-4e55-b199-8437814e1716›.

*18 *Michael Götschenberg/Holger Schmidt*, Mit der Lizenz zum Messen, tagesschau v. 25.2.2021, ‹https://www.tagesschau.de/inland/anklage-spionage-105.html›.

*19 *Schmid* (Fn. 17).

*20 Spionage für Russland – Angeklagter war Stasi-IM, WELT v. 25.2.2021, ‹https://www.welt.de/politik/deutschland/article227057089/Deutscher-wegen-Spionage-fuer-Russlands-Geheimdienst-angeklagt.html›.

*21 諜報活動罪（99 条）を含むドイツ刑法典第 2 章「反逆及び対外的安全の危殆化」に規定される犯罪類型の多くは、NATO 部隊保護法（NTSG）にもとづいて、一定の要件のもと、NATO 同盟国に対して行われた行為についても適用される（諜報活動罪については、同法 1 条 1 項 4 号を参照）。

*22 Der Spiegel (Fn. 4), S. 9.

*23 ドイツ連邦検察庁 2021 年 8 月 11 日付プレスリリース（https://www.generalbundesanwalt.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/aktuelle/Pressemitteilung-vom-11-08-2021.html?nn=478184）

*24 Mitarbeiter der britischen Botschaft Leakte offenbar Antiterror-Daten: Mutmaßlicher Putin-Spion in Potsdam verhaftet, FOCUS Online v. 11.8.2021, ‹https://www.focus.de/politik/deutschland/soll-russland-dokumente-verschafft-haben-mutmasslicher-auslaendischer-agent-in-potsdam-festgenommen_id_13577863.html›.

*25 *Marcel Fürstenau*, Berlin, die ewige Hauptstadt der Spione, DW v. 13.8.2021, ‹https://www.dw.com/de/berlin-die-ewige-hauptstadt-der-spione/a-58852035›.

*26 Der Spiegel (Fn. 4), S. 9.

*27 *Fürstenau* (Fn. 25).

*28 玉井克哉「自民党・ルール形成戦略議員連盟にて講演を実施」東京大学先端科学技術研究センター経済安全保障研究プログラム Enlightenment Vol.5（2021 年）（http://ip.rcast.u-tokyo.ac.jp/esrp/wp-content/uploads/2021/05/20210527_Enlightenment_vol5.pdf）参照。